平成２４年（フ）第１７９号
広島県福山市芦田町柞磨1592番１、商業登記簿上の本店所在地広島県福山市芦田町大字下有地字藤戸416番地の８
債務者　株式会社ジャスティス
代表者代表取締役　木村　　稔
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤木　賞之
４　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午後２時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６６号
埼玉県東松山市松本町１丁目11番44号　セゾン岩立101
債務者　篠﨑江里子
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　恵美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４０３４号
大阪府豊中市上野東２丁目２番19号
債務者　牛尾　健治
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５２号
大阪市生野区巽中２―13―11―203、住民票上の住所大阪府守口市滝井元町２－７―16
債務者　海老原整骨院こと　海老原敬人
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　脇田　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２６号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番40―211号
債務者　山田　浩二
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９号
広島市佐伯区三筋２丁目４番14号
債務者　小畠　正晶
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３０号
福岡県大野城市若草３丁目15番12号　ピュア若草Ⅱ102号、前住所福岡県大野城市平野台４丁目３番21号
債務者　岩本　將伸
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　康祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８２号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目163番地エルディム白水Ｂ102号
債務者　眞田　武志
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松井　　仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３号
茨城県水戸市若宮１丁目７番３棟201号県営若宮アパート
債務者　小野瀬　進
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４０６０号
大阪府豊中市上野坂２丁目22番20号
債務者　向井　　天
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴崎　祥仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３号
神戸市須磨区古川町２丁目１番３―20210号
債務者　村井　俊介
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　韓　　検治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目２番104号
債務者　坂田　　登
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０７号
兵庫県伊丹市山田１丁目４番10―206号、前住所兵庫県伊丹市鴻池２丁目12番12号ラ・ヴェール伊丹昆陽池Ｂ―703号
債務者　小森　盛明
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３０号
兵庫県伊丹市寺本４丁目64番地15―103号、前住所兵庫県伊丹市堀池４丁目７番１－１号
債務者　田中　隆彦
１　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　靖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３４号
兵庫県伊丹市南野北４丁目３番18―１号
債務者　安田美装こと　安田　祐一
１　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細川　歓子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部